

第四十九回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 二 号

(二二)

昭和四十年八月三日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 河木敏夫君

理事 井原 岸高君

理事 岩動 道行君

理事 田口 誠治君

塚田 徹君

藤尾 正行君

高久保重光君

中村 高一君

出席政府委員

人事院 総裁 佐藤 達夫君

人事院事務官 瀧本 忠男君

総理府総務副長 細田 吉藏君

総理府事務官 増子 正宏君

建設政務次官 谷垣 專一君

建設事務官 鶴海良一郎君

(大臣官房長) 志村 清一君

(建設事務官) 竹内 藤男君

(都市局長) 古賀雷四郎君

(河川局長) 尾之内由紀夫君

(建設技官) 星之内由紀夫君

(道路局長) 尚 明君

(建設技官) 明君

(住宅局長) 明君

委員外の出席者

専門 員 茂木 純一君

八月三日

委員荒船清十郎君辞任につき、その補欠として佐伯宗義君が議長の名で委員に選任された。

同日
理事荒船清十郎君同日理事辞任につき、その補欠として岩動道行君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

公務員の制度及び給与に関する件

○河本委員長 これより会議を開きます。
この際、おはかりいたします。

理事荒船清十郎君から理事辞任の申し出があります。これを許可し、その補欠選任につきましては、委員長より指名いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に岩動道行君を指名いたします。

○河本委員長 公務員の制度及び給与に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。
田口誠治君

○田口誠治委員 人事院の勧告が出される直前でございますので、それにしほって御質問を申し上げたいと思ひます。きょうは給与担当大臣が参議院の本会議に行っておりますので、それは次官のほうで御答弁をいただきますと思ひます。

従来、人事院の勧告は八月の八日、それが十日になり、また十一日になり、昨年は十二日になり、こういうように勧告の日にも毎年延びてきておるような実態がある。延びたことが内容的に

いいかということを検討してみると、必ずしもそうではない。こういうことから、私は次のような考え方で御質問を申し上げたいと思ひます。
御承知のとおり、いま臨時国会が開かれておりまして、十一日をもって会期が終了いたしました。公務員労働者は、大幅賃金の引き上げを要求して、現在人事院の勧告が出る前に全国から代表者が東京に集まって、そして勧告の早期または公務員労働者の要求にこたえられる勧告が出されることを期待をして、非常に深刻な気持ちで見守っております。ところが、実態であるわけですが、こういうような周囲の状況から考えてみましても、せっかく臨時国会が開かれておるのであるから、この国会の会期中に勧告が出ることが最も好ましいことであり、常識的であらうと思ひます。したがって、これに對しての私からの意見はあとから申しますが、人事院としてはいつごろ勧告を出される予定であるのか、総裁のほうから答弁のできる範囲でひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 御趣旨、すなわちせつかく国会の開会中であれば、それに間に合うように勧告を出すことにしたことはないじゃないかと御趣旨は、まことにごもっともであります。なるべく御理解をいただく機会が多ければ多いほど、私も非常にうれしく思ひます。ことごとく思ひます。ただ問題は、事務的な作業の問題という一点に尽きるわけでありまして、御承知のように、例年その日は一定の日になっておりません。これは要するに、作業の終わりの次第、でき次第というたてまえでやっておりますから、おのずからそこに日取りも変わってきておるというわけでありまして、この場合、これから格差が生まれて、それから後の作業というものは、やはり五、六日はどうしてとっていただかなければならない。これはほん

とくに完全な徹夜でやっておかたうというふうになるわけでございまして。私ども、国会中に間に合わせたいという希望は持っております。法律案であります。おこがましいことを申し上げますけれども、私一晩か二晩徹夜すれば仕上げる自信はございますが、何ぶん膨大な各給与法にわたつてのこまかい数字の問題でございまして、これがいつというふうなことは、はっきり申し上げる計算はまだ立っておりません。昨年の十二日というよりも早くおこなうかどうか、これはおそろくあれより早まる公算のほうは少ないのではないかとこのように、正直に申し上げて考えております。

○田口(誠)委員 私のいま申し上げたことは、全国から公務員の代表者が東京に集まって、非常に深刻な態度でこの勧告の出ることを待っておりますし、所によつてはすわり込み等もなされておるわけですが、したがって、どうせ出すものなら、こういうような期間を少なくすることが好ましいのであつて、もちろんこの国会で審議をすることはできないと思ひますけれども、国会終了後と国会開会中とは与える感じが大きく違うわけなんです。そういうような観点から、強く本国会中に勧告を出してもらいたいという要望を申し上げていま質問をしたわけなんです。総裁のほうからは、日時の問題についてはいま軽率に約束することはできないけれども、なるべく私の質問申し上げたような趣旨に沿つて早期に出すように作業にスピードをかける、こういう内容だつたと思ひます。しかし、最後の一口が気に入らなせんことは、去年よりおそくなるのではないかと。私のほうでは今国会中に何とかこうをつけてもらいたいというのに、努力はするけれども、去年よりはおそくなるのではないかと、こういう答弁がいま完全になされるということは、これは毎年なされる勧告であるから、日時の問題等についても大かた

のめどをつけて作業というものは進められておると思うのです。実際に人事院自体としては毎日会合を持ったり、夜おそくまで審議をしたりして努力していただいております。私は重々知っておりますけれども、いま申しましたように、何とかこの国会の開会中に出してもらいたいという強い要望が公務員労働者のほうからありますし、私も議員としてもそうした考え方を強く持つておるわけなんです。国会開会後だという、そういうのはつきりしたことでちよつと困るわけなんです。それはあなたのほうの答弁のことばのかげんかとも思いますけれども、いま申しましたようなそういう事情をよく勘案していただいて、早期に出していただくということでもう一度確認をしていただきたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 最後の一言は、われながらつまらぬことを申し上げたと思います。ただ、そういうことを申し上げたのは、調査が去年よりちよつとおくれているものですから、そういう関係から、何でも正直に申し上げるたちでそういうことを口ばししたわけです。ここにも給与局長もおりますし、これからの努力いたします。大いに奮励いたしまして、できるだけのことばはやりたいたいと思います。

○田口(誠)委員 その点については、ただいま申しましたことを強く要望を申し上げて期待をいたしておきます。

それから、人事院の勧告は、従来とも民間給与との格差を正を理論的なよりどころとして今日まで出されておりますが、今年の場合、定昇を除いた金額は、二千三百円が春闘の平均になろうと思うのです。ただし、これは公労協は四月以降に金額を決定いたしましたので、それで四月の調査というものは入っておらないと思うのです。四月以降に決定をして四月に遡及して清算をするのであるから、四月に調査をされた数字の中には公労協の賃金の引き上げは入っておらないと思うのです。こういうようなことから考えてみても、この金額が人事院で調査されておられる金額より

多くなるということは確実であろうと思うので、そういう点は十分勘案をしておいて作業を進めておられると思ひますが、この点もこの際お聞きをしておきたいと思うのです。それで、いつもこの問題については人事院の勧告の審議のたびごとに質問で論議がなされる問題でございますので、人事院の勧告が出る前に私はこの点を明確にして、そういう点が勘案されておらないということなら勘案をしていただかなくてはならないと思ひますから、その点も含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 ただいまのお話は、主として春闘のいわゆる積み残しと申しますか、春闘のおくれを中心としてのお尋ねではないかと思ひます。昨年あたりから春闘はだんだんおくれれてきて、これは一般の常識となつておるわけでありまして、私も、一般の常識となつておるわけでありまして、私も、データというものを基礎にして判断しなければならぬけれども、まだふたをあげてみないことには輕いことは申し上げられませんが、しかし、いまお話しのように、私どもの本来の調査の対象は、四月中に現に支払われたものを民間の給与の実態としてとらえておるということでございますからして、その春闘のおくれが非常に大きいということになりますと、それに入らない剰余の格差というものがあつたわけでありまして、これをどう扱うかという問題でございます。これはもうたびたび前々から、ことに昨年あたりからおこぼがあつて、お答えをしておるわけでありまして、これは非常に顕著な積み残しがあることを知りながら、みすみすこれを無視して通り過ぎてしまつたというところは、これは私どもの立場としてはいかにかと思ひますので、こういう点を含みながら、いわば付帯調査の結果ではありますけれども、十分これを注視してまいりたいというふうに思ひます。

○田口(誠)委員 私どもの要望しておることを頭の中に入れて作業を進めておられるようでございますので、その点は強くお願いをしておきたいと思ひます。

それから、私の数字では、これは一月しかとおておりませんけれども、今年の前年比の指数といふものは九・三〇、物価指数のほうは九・九〇になつております。したがつて、昨年は九・七〇で二千五百九十八円くらいに金額がなつたと思ひますが、私がただいま申しました物価指数あるいは賃金上昇の前年比の指数、こういう点から考えてみても、昨年は下回る勧告はできないのじゃないか、上回るのが常識的ではないか、こういうふうに考えておるわけです。この辺のところはどのように把握しておられますか、この点についてもお尋ねを伺ひたい。

○佐藤(達)政府委員 一言のもとに申し上げますれば、完全な予測がつきません。結局、私どもの立場としては、民間調査の結果をふたをあげてみて、それから官側の調査を突き合わせた上の格差というものをよりどころにして作業を進めておるわけでございますので、これも、たとえば毎勤等の違ひがあるではないかというようにことを御指摘になりますけれども、それはそれとしておそれる理由があると思ひますが、率直に申し上げまして、ふたをあげてみないことには見当が全然つかないというのが、一番正しい答えだと思ひます。

○田口(誠)委員 私の申しました数字は、これははつきりと官庁から出されているもので、つくつた数字ではございませんから、こういう点から検討していただくと、ただいま私が申しましたように、昨年は下回るような上昇パーセンテージにはならないのではないか、こう考えておりますので、ひとつせいぜい公務員の実態を勘案して、上昇率を引き上げていただくよう強くお願いをいたしておきたいと思ひます。

それから、四十八国会でILO八十七号条約が批准になりました。しかし、公務員労働者の団体交渉権とか争議権とか、またその他の問題につきましては、公務員制度調査会において検討するということになつておりますので、ILO八十七号条約が批准になつても、従来どおり団体交渉権も

スト権も取り上げたかっこうで、人事院がその代償機関として作業をしていただく、こういうことになつておるわけです。したがつて、ILO八十七号条約が批准になつた以上は、従来より気持ちをちよつと変えてもらわなくてはならないと思うのです。そういう点から考えてみますと、従来は、人事院が勧告をいたしましたも、完全実施がなされておらないというのが実態であるわけです。この点について人事院の総裁は、審議のときには声を大にして遺憾の意を表せられたのでございまして、私もその考え方には敬意を表しておりますが、実際的には五月実施が十月になり、昨年はようやく五月実施が九月になる、こういう結果を出しておりますので、今年は完全実施ということを強く要請をいたしたいと思ひます。それで、人事院総裁からお聞きすれば、当然これは完全実施をするように努力しなければならぬし、すべきであるという答弁だろつと思ふのですが、きょうは給与担当大臣がお見えになりませんけれども、大臣の代理としておいでになつておりますので、ひとつその点の努力目標というふうなもの、また約束できれば約束をしていただきたいと思います。が、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○細田政府委員 初めにちよつとごあいさつをさせていただきます。私、先般総務副長官を拜命いたしました。内閣委員会の委員の皆様方にも今後お世話になると思ひますが、よろしくお願ひいたします。

本日は、給与担当の安井國務大臣が参議院の本会議でどうしても出席することができませんので、かわつてお答えを申し上げます。ただいま田口先生からお話ございましたように、人事院勧告につきましまして、この勧告制度の創設の趣旨からいたしまして、実施時期も含めましてこれを尊重すべきことは言うまでもないこととて思ひます。政府も、このためまえに基づきまして従来から努力を重ねてきておるわけでございますが、今年につきましても一その努力を払いたいと存じておる次第でございます。

けなんでございますから、この点の確認を私はここで明確にしておきたいと思うわけなんで、恐縮ですが、それぞれひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐藤（達）政府委員 私から申し上げるまでもないことでありまして、この附帯決議は、ほんとうにこれほど私はあるがたい、あるいはうれしいと思つたことはないわけです。ぜひこのとおりにとしはいくものと確信いたしております。

○細田政府委員 例年勧告が年度の途中に出まして、これが予算との関係においていろいろ問題があることは、申し上げるまでもございせん。昨年の本委員会の決議もございます。そこで政府といたしましては、この給与勧告と予算編成との時期的な問題などにつきまして、関係閣僚会議を開きまして、また関係官の会議を開いて、種々の観点から検討をいたした次第でございます。たと

えは給と改善の財源を当初予算に計上する方法があるかどうか、あるいは予備費の中から出せるか出せないか、または勧告時期の変更あるいは予測勧告、こういったようないろんな角度から検討を加えておるのでございますが、いずれにつきましてもむずかしい問題がございます、ただいまのところ結論に到達いたしておりません。これらの

点につきましては、なお、私どものほうで十分の検討をいたし、附帯決議の御趣旨に沿うように努力いたしたいと考えておるわけでございます。

○田口(誠)委員 私は一ぱいに時間をいただいたので、これでやめますが、山内先生からちよっと関連して一言質問がございますので、そこで最後にひとつ確認をしておきます。

私がただいままで要望を加えて質問申し上げましたことは、人事院の勧告を本国会の会期中に出してもらいたいということです。それから毎勤統計あるいは春闘相場、こういう点から考えてみましても、これは昨年より下回ったものではないはずのものであるから、常識的に上回ったものが出べきであらうという点から、強い要望と質問を

しております。

それから特にILO八十七号条約の批准に伴う団体交渉権等が今後審議をされることになっておりますので、こういう段階において出される今年の人事院の勧告は、完全実施をしてもらいたいという事。特に昨年の国会におきましては、附帯決議をつけて、これは三党一致で可決決定をいたしておるんですから、やはりこの委員会の議決というものを十分に尊重していただいて、完全実施のほうにこれは何といても努力をしてもらおう、このことをただいま申し上げたわけでございますので、そういうことでこしはばくの間だけひとつ御努力をいただきますことをお願い申し上げます。そうしてなお全国から来ておる公務員労働者も、非常に真剣で深刻な態度でこの状態を見守っておるというのが、いまの実態であるわけなんです。そういう点も十分に含んでいただいて、そうしてただいま申しました要望にこたえられるような、また答弁された内容が現実を実現されるように努力されることを重ねて要望申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○山内委員 いまの田口委員の質問に関連して、若干ふに落ちない点をお尋ねしておきたいと思ひます。

ことしの勧告の時期の見通しについては、はなはだあいまいな御答弁であります。一体作業がどの程度まで進んでおるか。民間の統計とかそういうものは、四月の現実なんですから、もうだいたいぶ月もたつておることで、事務的には仕事は完了しておるけれども、その上になお積み重ねる政治的な配慮というものが残っているのかどうか。現在の作業の進行状況を具体的に詳細に、もう少し御答弁いただきたい。

○佐藤(達)政府委員 今日まで私どものやっております作業は、いまおことばにも出ましたように、すでに公表されております各調査がございまして、それらの調査を究明に検討してまいりました。同時に、今回の改定の重点をどの辺に置くべきか、これもいづれ格差によることでございまして、決定的なこととはもちろんできませんけれども、

も、しかし、これも考えられる、ああも考えられるというように形でその方向の検討を重ねて、そしてできるだけ短い期間に数字の盛り上げ作業ができるようにという準備を著々と進めておる。でありますから、現に毎日毎日その方面の作業は続けておる。あと政治的の考慮、配慮とかいうようなおことばがちょっとございましてけれども、私どもは、政治的な配慮というようにすることはどういふ御趣旨かわかりませんけれども、先ほど来申しましたように、すべて数字を相手にしてやっておりますので、格差の範囲内での配分をどうするかという問題については、たびたび申し上げますように、科学的合理的というようになたてまえでやっておりますので、そういう意味で政治的配慮ということとはちょっと受けとめかねるわけでありまして、

○山内委員 私ども政治的配慮ということは始終使っておることなんで、ほんとうをいえば、人事院の勧告にはこれは望ましいことではないのであります。ただ、いまの御答弁によると、事務的な仕事はもう完了しておる、民間と現在の公務員の給与の差、これも計算上は数字がもうはつきり出しておるわけですね。そうしましたら、何にもそれは考慮する必要はないじゃないですか。そういう形で勧告されたいじゃないですか。どうもあんな方は、その点の政治的考慮はないと言われども、その辺から国会の終わるのを待っておるようなにおいが出てくるのですが、もう少し具体的に……

○佐藤(達)政府委員 ちょっとおことばが足りないようで恐縮いたしますが、御承知のように、勧告の発表をごらんになりますと、いろいろ参考の資料が出ております。あれには民間から出た資料をずいぶん出してあります。ああいう形でいままでわかったものは、ずいぶんございまして。そういうものは検討を続けております。それから大きな方針として、上のほうはどうしようか、下のほうはどういうふうな持っていくかというふうなことから、仮定の問題ではあります、検討を続けてき

ておる。しかしながら、先ほど来申しました格差の問題は、これはことしの四月に六千の事業所を足で歩いて集めたそのデータを集計しまして、公務員の給与の現況とこれを突き合わせて、これはきわめて複雑な計算を要するわけでございまして、これが手間取っておるわけです。これが出なければ勧告のしようがないわけです。私どもは、そこで出た数字、すなわち格差に当たる数字をそのまま正直に前提にいたしまして、そして勧告を具体化していくということでございまして、それがきまらぬことには話が進まないというわけでありまして、しかしながら、現にそれを持ってばやとしておるわけではない。ばやとしておるような前提のお尋ねかと思ひますが、それは一生懸命、いわゆる周辺のデータを調査しております。追及を続けております。そういうわけでございまして、

○山内委員 新聞に出たことを言われておりますけれども、新聞ではすでに勧告のパーセンテージまで出ております。あれはあなたのほうで公表されたものでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 それはたいへん迷惑で、話はず長くなりますから詳しいことを申し上げても無意味でありますから申しませんが、これは新聞の記事で御判断いただけますように、いろいろな既存のデータを積み上げて、三段論法でよって左のごときという事で出ております。その点では筋の通った計算ではございまして、それは私どもの最も根拠としております官民格差というものは出ない。それが出たって、全然当たっておるやうなはずれておるやうな見当がつきませんというわけでありまして、

○山内委員 いろいろ複雑な作業をやっておるといふお話ですが、事業所六千に対して、たくさん公務員の方の御苦勞を願って、それはもう科学的に出された数字であつて、その出た数字は譲れないと思うのです。それを公務員の現状とも合わせてあなたのほうはいろいろ配慮しておるんだ、その検討に手間どつておる、こういうふうな受け取つておるのですが、そう解釈してよろし

いのですか。

○佐藤(達)政府委員 先ほど申し上げました対象の唯一の客観である民間の給与の実態調査というものが、まだ集計の段階でございまして、それが出て、それから今度は公務員のものとの突き合わせ、そして格差が出るわけでありますから、それがまだ出ておりませんということを申し上げておるわけです。

○山内委員 その集計が——四月に調査したものが、ことしはもう八月なんですから、集計が出ないというなら、いま電子計算機でどんどん出ると時代じゃないのですか。どうもその辺の集計までも出ないということになったら、これはいつまでたつてもその数字は出てきませんよ。その辺どうなんです。機械を使つていないのですか。

○瀧本政府委員 ただいまの問題でございまして、人事院が調査いたしておりますものは、御承知のように四月分の調査でございまして、したがいまして、これは何べんも申し上げておりますように、事実われわれのほうでは五月の初めのいわゆるゴールデンウィークの前から始めるわけでありますが、実際にはそのあとから実態調査を始めるようなことになりまして、それで、一応の実態調査の締め切りは六月二十日ということにいたしております。しかし、これはそううまくまいりませんので、そこで一週間ぐらいのおくれが出てまいります。それが回収されてまいりまして、それを統計局で基礎集計をいたすわけであります。基礎集計をいたしましたものは、そのままでなかなかこれは使ひものにならず、すぐわかるような数字ではございません。これはいろいろ国会でも御批判がございまして、これはいろいろの理由で、おきまして、私のほうの局でそれをやる。いまその辺の作業がまだ緒についた程度のところでございます。したがいまして、これは例年のことでございまして、大体現在のところ八月十二日というのが一応のめどでございまして、それに間に合うような計画にはなつて着々進んでおります。

しかし、現にまだその数字は出ておりません。先ほど総裁がおっしゃったのは、これは毎月勤労統計でありますとか、そのほか労働省のいろいろな調査でありますとか、そういう周辺の調査を使いまわしていろいろ分析し、検討し、いろいろな試算をしてみたりするということはやっておりますが、そのはつきりした数字が出たあとで、その数字をもとにして急遽作業をやる、こういうことになるわけです。

○山内委員 別に私、あげ足とりに申し上げておるのじゃないのです。これは完全実施、あなた方の勧告を完全に政府にやらせる責任は、いまだは国会にもあるのです。あなたの方にも先ほどから何回も言われるとおりなんです。そこで、これはもう少し作業をスピードアップして今月一ぱいにくまいくば、予算編成に間に合うわけです。ですから、もう少しあなたの方の作業をスピードアップして、そして政府に対して有無を言わせず予算を盛り、こういうふうな数字は出ているのだぞ、それぐらいの作業のスピードアップが、あなたの方苦勞をされておることを何か悪く言っておるようですけれども、どうも御説明の範囲では私は納得がいけないわけです。もしあなたの方のほうも少し作業が早くいって、いま大蔵省におそらく各省から予算要求が出ておるでしょう、今月一ぱいに大体間に合えば、来年度予算の編成に間に合うはずなんです。ですから、これからもしかりに数字がしつかりで上つてから、大蔵省との折衝とか、そういうようなものがどういうふうな形で予算編成までにできてくるのか、その辺の作業の状態もちょっとお知らせいただきたいと思うのです。

○佐藤(達)政府委員 早いにこしたことはないことは、先ほど田口委員にるお答えしたとおりで、そのつもりであります。いまのお話の予算関係は、これは来年度の予算のことですから、それはそれとして、私どもは、今年度のものはひととせび五月からこの補正予算を急いでいただきたい

い、完全にやっていたいただきたい。それを御要望するわけです。よろしくお願いいたします。

○山内委員 どうせ来月はまた臨時国会が持たれる、そうすると、補正予算は当然出てくると思うのです。そういうチャンスもあるのですから、あなたの方の作業が間に合えば、そういう機会はいくつかある、こういう考え方です。関連質問ですからあまり申し上げませんけれども、ひとつ作業を急いでやっていたいただきたい。

○河本委員長 受田新吉君。

○受田委員 一問だけ、出発の時間が来ているから……

実施期の問題ですけれども、五月実施という想定でお進みになっているのですか、作業は。そうですか。——四月現在で調査されるわけで、実際は四月実施ということが筋として通るわけですね。五月では一月ずれているわけですか。

それともう一つ、山内君が言われたように、人事院としての政治的配慮を講ずるならば、予算編成権を握っておる政府と十分話し合いをして、実施期を予算編成に都合のいいときに、推定的な額でもけつこうだと思いが、そういう形で勧告することもできると思う。それから政府としても、勧告を五月実施とし、それに伴うて九月実施ならば、五月から九月までの、基礎調査に基づく昇給の推定額をきめたところで実施をするという政府案は、九月の人事院勧告に伴う新しい体系の数字を出して実施するという手もある。そういうようなことも一諸に検討しているのかどうか。御両所から御答弁願います。

○佐藤(達)政府委員 その問題は、去年の勧告の後に、直ちに閣議決定の付記事項のような形で検討事項としてあげられたわけです。私どもは当然そういうことも初めから考えて常に行っておったことですから、いづれこの調査時期をずらし、あるいは実施時期をずらすということによって、給与勧告をさらに完全実施のほうに近づきやすいということがあれば、これにこしたことはないことですから、私どもは全力をあげて検討いたします。

して、また、その点にしましては政府とも緊密に連絡をとって、増原君が大臣をしておったときも緊密に連絡をとって、どうすれば完全実施できるか、そのよりよい方法があるかということをやりました。先ほどお話ししましたけれども、六人委員会まで設けてやった。しかし、結論が出ない。いまおことばに出ましたようなことも検討の対象にはなっておりますが、一々ここで時間がないので申し上げる余裕はありませんけれども、その結果、ことしも従前どおりということをやっております。

○細田政府委員 ただいま人事院総裁からお答えがありましたので、あらためて申し上げてもなんでもございしますが、先ほど関係閣僚会議あるいは担当主任者の会議の検討事項の例を申し上げたわけでありましたが、ただいまおっしゃったような点につきましては、今後とも検討したいと思っております。

○河本委員長 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題として、審査を進めます。質疑に入り。質疑の申し出がありませんので、これを許します。蓄ヶ久保重光君。

○蓄ヶ久保委員 時間もありませんので簡潔に質問したいと思いますが、その点も含んで御答弁をお願い申し上げます。

きょうは何か参議院の関係で大臣がお見えになっておりませんが、大臣がお見えになってから、前々の大臣とかわりましたので……。先般の四十八国会における予算分科会の際に、二月の二十三日であります。沼田ダムに件について御質問申し上げたわけでありまして、その際、小山建設大臣も河川局長も、いまのところ沼田ダムにしましては政府としては建設するという方針はないという確答を得まして、一時非常に不安定な気持ちでございました。関係で、この地区の皆さんもほとと胸をなでおろしたような状態にあったのでありますが、この点について最近また別な面からその不安を増長す

るような点が出てまいりましたので、あえてここに御質問するわけでありまして、河川局長、二月二十三日の予算分科会における私の質問に対して御答弁になって以来、何らその事実が変わっていないかどうか、冒頭にお尋ねいたします。

○古賀政府委員 沼田ダムの建設の問題にしましては、この問題につきましましては、利根川の総合開発上きわめて重要なものであります。いまのところ、私としては具体的な計画を持ち合わせておりません。ただ、現在利根川につきましては、基本高水といたしまして一万七千トンに計画いたしております。そのうち三千トンの流量を上流で調節するというにいたしております。その三千トンは五十里ダム、藤原ダム、矢木沢ダム、そういったたまたままで施工してまいりました。あるいは施工中のダムによって、あるいは今後行なわれるダムによりまして三千トンを調節しようという計画でございます。ただいまのところ、三千トンにしまして七〇〇ほどの調節能力を有する、約二千二百トンの調節能力を有する段階までできております。したがって上流の調節が三千トンになりますと、河道流量は一万四千トンで、いま最終計画を行なっておるわけでございます。

最近におきまして、いろいろ利根川の流出の解析をやっておるわけでございますが、キャスリン台風の流出の解析というのは、具体的にさらに検討いたしまして、若干こういった問題点があるようございまして、今後その検討を進めたいというふうな考えております。ただいま利根川川上につくままして約五百万のそういった流出解析の予算をつけておりまして、それによって具体的な流量の分析を行ないたいというふうな考えております。○蓄ヶ久保委員 大臣もかわったし、いま聞いておると河川局長もかわったようで、私に対する答弁の責任者が二人ともかわったようで、私に對するから、さらにお尋ねいたしますが、きょうあらためて御質問申し上げる一番大きな理由は、去る

参議院選挙の際に、佐藤総理が群馬県に参りまして、だいたい佐藤政権の御宣伝をなさったわけでありまして、その中に、記者会見をされた際に、わざわざ沼田ダムの中に自分からお触れになつて、かなり御意見をお出しになつてゐるわけでありまして、これは、この新聞は「上毛新聞」と申しまして、群馬県で唯一の地方紙でありまして、もちろん東京の各紙の群馬版にもそれぞれ出ておりましたが、きょう私が手元にあるのは「上毛新聞」だけでありまして、一応「上毛新聞」の記事を基礎に申し上げますが、佐藤総理が七月一日に記者会見をして、いろいろな問題に解れておりまして、その中で大きく沼田ダムについて地元の意向を尊重するという見出しで、沼田ダムの建設が話題になつており、四十年代五百万円の調査費をつけ、国土開発の面で研究が進められてゐる。今後は水没家屋が二千八百戸もある現状などをよく検討するが、地元の意向を無視してまで賛成しないつもりだ、こういうことを言つておられます。

せつかく二月二十三日の分科会で建設大臣ないし当時の河川局長が、いま新河川局長も答弁されたように、一応沼田ダムとしての構想はないという答弁をして、地元民も一応安堵したのであります。が、総理大臣がみずからこの問題に解れて、しかも五百万円という調査費である。これは河川局長の話では、沼田ダムだけの調査費ではないけれどもとおっしゃるけれども、佐藤総理の発言では、あたかも沼田ダム建設のための調査費のように受け取れる。しかも二千八百戸という、おそらく日本におけるダム建設でかつてない多数の水没家屋が予想される。いつも指摘するように、一千二百町歩から一千五百町歩に達する水田が水没するこのダムに対して総理が発言をされたことは、これは重大だと思ふのです。しかも総理は、二千八百戸のたくさんの水没家屋を擁護するので、地元民の反対が強いけれども自分は賛成しないとおっしゃつたけれども、現に政府部内にこの沼田ダム建設に対して意思があり、そういう意向がある証拠だと思ふのです。そうなりますと、二月二十三日の分

科会における大臣ないし河川局長の答弁はうそになる。総理大臣の発言が、また地元民に非常に大きな不安を与えております。佐藤総理はどういうお気持ちでおっしゃつたかわかりませんが、佐藤総理は、佐藤総理大臣が見えられて、みずから発言をしてこうおっしゃつたことは、地元民なり関係者は非常なショックを受ける、これは当然であります。この辺のところはいかがでありますか。

○古賀政府委員 佐藤総理が七月一日に沼田ダムのことについて記者会見をして発表された話は、新聞で承つております。ただ、現在の段階におきましては、われわれとしては利根川の基本高水はどうするかという問題の検討を行なつておるわけでございます。沼田ダムについて具体的な計画はございません。したがつて、現在五百万円につけてある予算につきましては、上流の支川、本川、そういったものの流出がどうなつておるか、過去の洪水の実例におきまして検討することにしておるわけでございます。

○西ヶ久保委員 総理大臣の発言はどうなりますか。もしこれが現在あなた方建設省が考へてゐることと違ふならば、総理の発言は当然是正するか、取り消さなければならぬと私は思ふ。少なくとも佐藤総理は日本の政治の責任者であります。したがつて、あなたは佐藤総理の指示に従つて行政される。幾ら建設大臣や河川局長が否定されましても、総理大臣がおっしゃれば、国民はそう思うし、そう遂行されると思ふ。わざわざここで問題にしたのは、そういう点でしておるわけでありまして、あなたは、佐藤総理が何とおっしゃつても、河川局長は河川行政の責任者でありますから、沼田ダムは建設しないという断言ができますか。

○谷垣政府委員 どうも話が少し政治的なものになつたものでありますから恐縮ですが、政務次官から答えさせていただきます。

先ほど河川局長が答えておりますように、総理が新聞記者会見でどういふお話をなすつたか、実は直接聞いておりませんので、私たち確かめるすべをまだ持っていないのですが、沼田ダム建設が

各方面でいろいろ議論されておりますことは、御存じのとおりだと思ひます。先ほど来申し上げておりますように、建設省といつたしまして沼田ダム建設についての具体的な計画を持っていないことは、先ほどから河川局長が言つておりますけれども、はつきりしておるのであります。もちろんこの利根川全体の治水問題、あるいは用水の問題、あるいは発電等の問題も含めまして、利根川全体の総合開発上沼田ダムの問題が非常に大きいことは、だれも御存じのとおりだと思ひます。しかし、建設省といつたしまして、いまのところそういう具体的な計画を持っていない現状でございます。その中で、先ほど仮定のお話として総理から命令を受けたらどうなるかというお話でございますが、そういう指示があれば、私たちといつたしましてもその方向に仕事を進めていくことになりまして、けれども、何せかしこは非常に大きな計画でございますから、とてもいけません。それと具体的な計画を出せと言われても、出せないのがいまの現状でございます。もちろんダムをつくりましても、これはやれない問題でございますから、その点ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○西ヶ久保委員 私の聞いてゐるのは、総理は具体的にいつ言つてゐるのです。二千八百戸の水没家屋のこととちゃんと承知になつておられる。何を好んで参議院選挙の際にこういうことを言われるのか。私は、むしろ政治的に考慮すれば、地元民に非常に反対の強い、不安を与えることは、あつても発表しないのが普通なんです。それをあえて総理が発表する以上は、幾らあなたたちが強弁されても、私は信用しませんよ。もし何なら私はこの次の機会に総理においで願つて、総理から直接聞きましよう、あなた方がどうおっしゃるなら、これは私は総理は何か思ひつきでおつしやつたようにも聞いておつたが、思ひつきというにはあまりにも問題が大きいのです。あなた方も承知のように、これは日本のダム史上かつてない大がかりな、重大な問題です。したがつて、こ

れをはつきりおつしやるには、総理自体に何かあると思ふのです。大臣もいふしやらぬし、もし何でしたらこの建設省設置法を通す前に総理に來ていただいてはつきりしなければ、私はこの法案を通すわけにいきません。それはそうです。したがつて、あなた方その自信があるならば、総理にはつきりどういふことと言つたのか、大臣が聞いてくるなり、総理がこゝへ出てくることでございなければ、大臣が総理に會つて、この事実を確かめて、その真意を持っていらつしやるか、さもないければ総理大臣に來ていただいて、これははつきりしてもらう以外にないと思ひます。これ以上政務次官や局長にやつてもしょうがありません。委員長、この点は私ははつきりしてもらいたいと思ひます。はつきり出ておるんです。したがつて、この次の機会に総理大臣に來てもらうか、もし來てもらえなければ、大臣がこの事実についてはつきり聞いてきてもらふと、ちよつと簡単にはいかぬと思ひます。したがつて、きょうはこれ以上追求してもしょうがないし、もう時間もないから、ひとつこの次の機会にそのように取り計らつていただくことを委員長に要望して、質問を終わります。

○河本委員長 次会は、來たる五日、午前十時より理事会、同十時三十分より本委員会を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時三十五分散會

昭和四十年八月六日印刷

昭和四十年八月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局